

業務量管理・健康確保措置実施計画の策定等について

1 制度の概要

(1) 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の改正（令和7年6月公布）

○優れた人材確保に向け、教員の処遇改善とともに、学校の働き方改革を一層推進することを規定。

【改正法附則】

- ・政府として、**令和11年度までに**時間外在校等時間を**月平均30時間程度に削減**することを目標。
- ・その目標に向け、部活動の地域展開等を円滑に進めるための財政的な援助などの措置を講ずる。

○教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に基づき、サービスを監督する教育職員に係る、**働き方改革に関する計画（業務量管理・健康確保措置実施計画）**を策定することが義務づけられた。

（令和7年9月：文部科学大臣が定める指針（既存の上限時間等の指針を改正）公表（P.2参照））

(2) 業務量管理・健康確保措置実施計画の策定・公表等

○サービスを監督する全ての教育委員会が、それぞれ策定

- ・市町村教育委員会⇒小中学校等について策定／ 県教育委員会⇒県立学校について策定。

○計画の内容

- ・「達成しようとする目標」「業務量管理・健康確保措置の内容」「その他実施に関し必要な事項」

○計画の策定期等

- ・**令和8年4月1日までに計画策定が必要** ※計画期間は、各自治体の実情に応じて決定。

○計画の公表等

- ・計画を策定・変更したときは、遅滞なくインターネット等により公表、総合教育会議において報告。
- ・毎年度、実施状況（目標達成状況含む）を、インターネット等により公表、総合教育会議において報告。

○その他

- ・地方公共団体において、教育委員会と首長部局が連携した取組を進める。
- ・県教育委員会は、市町村教育委員会に対し、計画策定等に必要な指導、助言を行うよう努める。

(3) 学校の対応

○サービス監督教育委員会の策定した計画を踏まえた、業務量管理・健康確保措置の実施に関する基本方針を策定し、学校運営協議会での承認を得る。

2 計画に定める目標

(1) 時間外在校等時間に係る目標

○政府として令和11年度までに月平均30時間程度に削減することなどを踏まえて数値目標を設定。

- （例示目標）
- ・時間外在校等時間が月45時間以下の教育職員の割合100%
 - ・月平均時間外在校等時間30時間程度

(2) ワークライフバランスや働きがい等に関する目標 ※可能な限り各自治体の実情に応じて設定。

- ・年次有給休暇取得日数
- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合減少 など

(3) 計画に定める措置の内容

○国指針に示された「学校と教師の業務の3分類」（P.3参照）を踏まえた業務の適正化等の措置や、その他計画的に推進することが重要と認められる措置を具体的に設定。

公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針(改正)のポイント

概要

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことを受け、給特法第7条に基づき文部科学大臣が定める指針に、働き方改革の更なる推進に向けて、国として、教育委員会が計画を策定する際に踏まえるべき内容等を新たに位置づけるもの。

改正のポイント

1. 働き方改革の目的や働き方改革を進める上での基本的観点の追加

【働き方改革の目的】

- 教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、子供たちによりよい教育を行うことが目的

【基本的観点】

- 国、教育委員会、地方公共団体、学校、地域、保護者など教育に関わる全ての関係者が、その権限と責任に基づき連携・協働しながら取組を実施

2. 在校等時間や上限時間 ※改正なし

【在校等時間】

- 「超勤4項目」以外の業務を行う時間も含め、教育職員が学校教育活動に関する業務を行っている時間として外形的に把握することができる時間を「在校等時間」とし、勤務時間管理の対象とする

【上限時間】

- 1か月の時間外在校等時間について、45時間以内
 - 1年間の時間外在校等時間について、360時間以内
- ※ 休憩時間や休日の確保等に関する労働基準法の規定を遵守

5. 留意事項等

- 実際の時間より短い虚偽の時間を記録することはあってはならない
- 業務の持ち帰りは行わないことが原則。上限時間の遵守や計画目標の達成のみを目的として持ち帰り業務を増加させることは厳につつしむ必要。仮に持ち帰りの実態がある場合、その実態把握とともに、縮減に向けた取組を進める
- 学校運営協議会の設置及び活用の推進 ・都道府県教育委員会は市町村教育委員会に対して指導・助言等
- 校長等の管理職は、業務の精選等、組織マネジメントを実施し、教育職員一人一人が働きやすい職場環境を構築
- 管理職の人事評価の評価項目や研修内容に働き方改革に資するマネジメントを追加

3. 「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定

- サービス監督教育委員会は、本指針に即して「業務量管理・確保措置実施計画」(以下「実施計画」)を定める
- 実施計画、毎年の実施状況を公表。総合教育会議にも報告。地方公共団体との連携を図りつつ、取組の更なる改善につなげる

【目標】

- ・ 政府として令和11年度までに教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならないものとして、それぞれ以下の水準を満たしている必要

- ✓ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の教職員の割合 → 100%とすることを目指す
 - ✓ 1年間における教育職員の1箇月時間外在校等時間の平均時間 → 平均で30時間程度となることを目指す
 - ✓ 1年間時間外在校等時間 → 360時間以下とすることを目指す
- ※ 可能な限り、教育職員のワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標を、地方公共団体の実情に応じて設定

【内容】

- ・ 実施計画には、4. に掲げる措置に関する具体的な取組内容等を記載するものとする
- ※ 具体的な業務量管理・健康確保措置の実施内容及び実施方法は、地域の実情に応じて決めるもの

4. サービス監督教育委員会が講ずべき措置の内容等

- 教育職員の勤務状況等に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等の在校等時間の長時間化を防ぐための取組を実施

【学校と教師の業務の3分類】

- ・ 今日の学校や教師を取り巻く状況や、教師の負担・働きがいの観点を踏まえてアップデートの上、本指針に位置づけ

- ① 学校以外が担うべき業務
- ② 教師以外が積極的に参画すべき業務
- ③ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・ サービス監督教育委員会は、学校運営協議会等での協議を経て、円滑に役割分担の見直しが行われるよう、地域の実情に応じた運用に努め、管理職や職員相互の連携・協働、事務処理の精選・効率化等のための共同学校事務室の設置等にも努める

【学校業務の適正化 等】

- ・ 標準を大きく上回る授業時数の指導体制に見合った見直しや、年間授業週数の実態に応じた1日及び1週間当たりの授業時数の平準化、学校行事の精選
- ・ 放課後の児童生徒の活動時間(補習、部活動を含む。)の、教育職員の勤務時間内での設定
- ・ デジタル技術を活用した校務の効率化
- ・ 勤務時間外の外部対応を抑制する環境整備(留守番電話の設置 等)

- 勤務間インターバルの確保や、早出遅出勤務、テレワーク等、柔軟な働き方の推進のための環境整備
- 計画の策定等に当たり人事委員会と認識を共有し、専門的な助言を求める等連携を図ること 等

学校と教師の業務の3分類

- 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
- 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・
取り組むべきことは何か、
話し合うことが大切です。



学校以外が担うべき業務

- 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等
- 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応
- 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等）
- 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等
- 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

教師以外が積極的に参画すべき業務

- 6 調査・統計等への回答 | 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施
- 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 | 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画
- 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 | 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討
- 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 | 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討
- 10 校舎の開錠・施錠 | 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進
- 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 | 地域住民等の支援や、輪番等を促進
- 12 校内清掃 | 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進
- 13 部活動 | 部活動の地域展開・地域連携を推進

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- 14 給食の時間における対応 | 食に関する指導については、栄養教諭等が対応
- 15 授業準備 | 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進
- 16 学習評価や成績処理 | 採点作業等のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進
- 17 学校行事の準備・運営 | 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討
- 18 進路指導の準備 | 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進
- 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 | 専門スタッフとの協働等を促進

※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

琴浦町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置計画（案）概要

●本町の現状

- ・時間外在校等時間は、全体として減少傾向（月平均）小：30.02h, 中：36.90h（R6実績）
- ・しかし、小学校で約1割、中学校で約4割の教員が月45時間超。小：11.5%, 中：41.6%

●目標指標（令和11年度にめざす姿）

区分	時間外在校等時間に関する目標			ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標			
目標指標	1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合	1箇月時間外在校等時間の年間平均	年間の時間外在校等時間の平均時間	年間の年次有給休暇(夏季休暇を含む)取得日数	ストレスチェックにおける高ストレス者の割合	ストレスチェックにおける健康リスクの値	ストレスチェックにおける働きがいに関する質問への肯定的回答割合
目標値	100%	30時間程度	年間360時間	20日以上	5%	70以下	45%以上
現状値（R6）	小：88.5% 中：66.7%	小：30.02h 中：36.90h	小：360.24h 中：442.80h	13.12日	6.0% (R7)	79.2 (R7)	39.2% (R7)

目標を達成するため、以下の取組を実施

●取組内容

「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し			学校における措置の推進	教職員の健康及び福祉の確保に関する取組
学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務	<ol style="list-style-type: none"> ①校長のリーダーシップと組織運営 <ul style="list-style-type: none"> ・前例の見直し ②教育課程の編成 <ul style="list-style-type: none"> ・必要な授業時数、授業日数の設定 ③日課表の工夫、会議の精選と効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・放課後の活動時間の勤務時間内での設定 ・会議の集約化、時間の上限設定 ④ICT・校務DXの加速による校務効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・学習支援ソフト、採点システム等の活用 ・職員間の情報共有、保護者連絡のデジタル化 ・勤務時間外の留守番電話対応 	<ol style="list-style-type: none"> ①適正な勤務時間管理 <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務時間の入力の徹底 ②メンタルヘルス対策 <ul style="list-style-type: none"> ・面接指導を希望する職員に対する産業医面談の実施 ・ストレスチェックの実施と集団分析結果の活用 ③勤務間インターバルの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・終業から始業まで11時間を目安 ④ICT・校務DXの加速による校務効率化 <ul style="list-style-type: none"> ・終業から始業まで11時間を目安 ・週1回以上の「定時退校日」の実施 ・長期休業における「学校閉庁」の実施 ・「体験的学習活動等休業日」の実施 ・年次有給休暇の取得促進
<ol style="list-style-type: none"> ①登下校時における地域・保護者連携による見守り活動 ②警察・保護者主体の放課後から夜間における見回り、補導対応 ③地域コーディネーター主体の地域学校協働活動関係者間の連絡調整等 ④学校への過剰な要望や付不当要求等に対する弁護士相談事業の活用や学校・教委の連携した対応 	<ol style="list-style-type: none"> ⑤システム・共同学校事務室活用による調査回答の省力化 ⑥ICT支援員参画による広報・HP更新の負担軽減 ⑦専門スタッフ・外部委託によるICT保守業務の解消 ⑧手続きの電子化による施設（体育館等）開放管理の省力化 ⑨支援員等によるプリント印刷・事務作業の徹底代替 ⑩地域ボランティア活用による休み時間見守りの代替 ⑪地域人材参画による環境整備の ⑫地域展開による部活動改革 	<ol style="list-style-type: none"> ⑬栄養教諭等による食育指導の実施 ⑭支援員配置とデジタル技術活用による授業準備の効率化 ⑮自動採点・校務支援システム活用による成績処理の効率化 ⑯目的の再確認による学校行事の徹底的な精選と見直し ⑰事務職員・支援員等との協働による進路業務の分担 ⑱専門人材・関係機関との「チーム学校」による支援体制深化 		

●対象期間

- ・令和8年度から令和11年度までの4年間

●進捗管理

- ・給与勤怠管理システムの数値、及びストレスチェックの結果から進捗状況を把握し、評価
- ・評価結果はHPで公表するとともに、次年度の施策に生かす
- ・進捗状況と評価を総合教育会議に報告

琴浦町立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画（案）

令和8年3月

琴浦町教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状 1
2. 目標 2
3. 計画の期間 2
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容 2
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて 6

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本計画は、琴浦町立学校の教育職員の勤務状況を根本から改善し、教職員が心身ともに健康な状態で、専門職としての資質能力を最大限に発揮できる環境を整備することを目的とする。

「琴浦町教育大綱」において掲げる「ふるさとへの愛着を深める」「地域とともに学び支え合う環境づくり」という基本目標の実現には、教育の直接の担い手である教職員が、これまでの慣例的な業務等に多大な時間をかけることなく、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保し、生き活きと教育活動に邁進できることが不可欠である。本計画が目指すのは、単なる労働時間の削減ではない。教育職員の「働きやすさ」と「働きがい」を両立させることで、子どもたちによりよい教育を行うことこそが、本計画の真の目的である。

教職員が日々の生活の質を豊かにし、自らの人間性や創造性を高めることは、授業の質の向上を招き、巡り巡って子どもたちの成長や「子どもたちのやる気と笑顔」へとつながる。そのためには、教職員が「前例にとらわれず、そもそもその業務が必要か」という視点に立ち、意識改革を行うことが不可欠である。学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を分かち合い、地域全体で子どもたちを育てる体制を再構築するため、地方公務員法、教育職員の給与等に関する特別措置法、及び文部科学大臣の指針に基づき、本計画を策定する。

(2) 本町の現状

本町では、令和2年4月に、所管に属する学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針として、「琴浦町立学校教育職員の業務量等の管理に関する規則」（以下「規則」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

これまでの取組として、「学校閉庁」「体験的学習活動等休業日」の導入や、年間授業日数の見直し等による勤務時間や休日の確保の意識向上、学校業務支援システムや採点支援ソフト等のICT活用による業務の削減・効率化、部活動指導員や外部指導者、町会計年度任用職員等の人材配置等を進めるとともに、ストレスチェックの実施や長時間勤務者に対する面談体制確保等、労働安全衛生法に基づく体制整備に向けた取組を実施してきた。

こうした取組の結果、本町における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

	年平均	月45時間を上回る割合	月80時間を上回る割合
小学校	30.02時間	11.5%	0.0%
中学校	36.90時間	33.3%	8.3%

年々、時間外在校等時間の平均は減少しつつあるが、時間外在校等時間が45時間を超える割合は町全体で19.6%と依然多くなっている。特に中学校における負担が大きく、依然として長時間勤務者の解消に至っていない。ICTの活用や業務の精選など、これまでの取り組みをさらに加速させて改善に取り組む必要がある。

こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき、本計画を策定するものである。

2. 目標

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1 箇月時間外在校等時間が 45 時間以下の割合を 100%にする。
- ・ 1 年間における 1 箇月時間外在校等時間の 平均時間を 30 時間程度にする。
- ・ 1 年間における時間外在校等時間の 平均時間を年間 360 時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ 年間の年次有給休暇（夏季休暇を含む）の平均取得日数を 20 日以上※とする。
 ※「ライフステージに寄り添い誰もが輝ける職場づくりのための鳥取県教職員プラン」に定められる日数
- ・ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 8% まで減少させる。
- ・ ストレスチェックにおける健康リスクの値を 70 以下とする。（全国平均 100）
- ・ ストレチェックにおける働きがいなどに関する質問項目への肯定的な回答の割合を 45% 以上にする。

(3) 業務量管理・健康確保に係る数値目標ロードマップ

指標 (KPI)	現状 (R6/R7 実績)	令和 8 年度 (目標)	令和 9 年度 (目標)	令和 10 年度 (目標)	令和 11 年度 (最終目標)
月 45 時間以下の割合	小：88.5% 中：66.7% (R6)	小：92% 中：75%	小：95% 中：85%	小：98% 中：95%	100%
月平均時間外在校等時間	小：30.02 時間 中：36.90 時間 (R6)	小：30 時間 中：34 時間	小：30 時間 中：32 時間	小：30 時間 中：31 時間	30 時間程度
年間時間外在校等時間平均	小：360.2 時間 中：442.8 時間 (R6)	小：360 時間 中：400 時間	小：360 時間, 中：385 時間	小：360 時間, 中：370 時間	360 時間程度
年次有給休暇 (夏季休暇を含む)の平均取得日数	18.28 日 (R6)	18.7 日	19.2 日	19.7 日	20 日以上
高ストレス者の割合	6.0% (R7)	5.8%	5.5%	5.2%	5%以下
健康リスク値 (全国平均 100)	79.2 (R7)	77	74	72	70 以下
働きがいへの肯定回答割合	39.2% (R7)	41%	43%	44%	45%以上
校務 DX 自己点 検の平均点	322.3% (R7)	360 点	390 点	420 点	450 点以上

3. 計画の期間

令和 8 年度～令和 11 年度

※毎年度の実施状況の分析を踏まえ、必要に応じて内容の見直しを行う。

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

(1)「業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務（原則として教師は担わない）

①登下校時の通学路における日常的な見守り活動（「3分類」①関係）

- ・通学路における日常的な見守り活動は、保護者や地域ボランティア、見守り隊等への協力を依頼する。

②放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りは、警察が行っている見回りに委ねることとし、学校における自主的な見回りは原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引き取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

③地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）。

- ・地域学校協働活動の実施状況等に応じ、地域コーディネーター等が中心となって行うものとする。その際、児童生徒の地域行事等への参加に伴う連絡調整についても、地域コーディネーター等が中心となって行う。この場合において、当該地域コーディネーター等と学校との連絡調整については、教頭に責任や負担が集中しないよう、教職員間の適切な役割分担を行うものとする。

④保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）。

- ・学校のみでは対応困難な事案（不当な要求等）に対し、鳥取県教育委員会事業「学校問題解決支援事業（法律相談窓口の設置）」及び「学校課題解決支援アドバイザー事業」を活用して、学校が弁護士等の専門家を活用できる環境を整備するとともに、学校と教育委員会で連携して対応を進めていく。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務（負担軽減・代替を推進）

⑤調査・統計等への回答（「3分類」⑥関係）

- ・校務支援システムの機能等を活用することによって、県・町から学校に発出される調査の回答に係る事務負担を軽減する。
- ・共同学校事務室を引き続き整備し、学校事務体制の強化を図る。

⑥学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理（「3分類」⑦関係）

- ・学校ホームページの更新は、ICT支援員の参画を促進する。

⑦ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・教育委員会や外部業者、ICT支援員と連携し、教職員の技術的・事務的な保守負担を解消する。

⑧学校体育館等の施設・設備の管理（「3分類」⑨関係）

- ・体育館の地域開放施設の管理業務については、事務手続き等の電子化をさらに推進し、負担軽減を促進する。

⑨掲示物・学習プリントの印刷等（「3分類」⑩⑪関係）

- ・教員業務支援員や町会計年度任用職員（学校業務）を全校に効果的に配置し、教材準備等の事務作業を徹底して代替する。

⑩児童生徒の休み時間における安全への配慮（「3分類」⑪関係）

- ・地域ボランティアの活用を検討し、教職員が次の授業準備や休息に充てる時間を確保する。

⑪校内清掃（「3分類」⑫関係）

- ・学校敷地内の除草作業は、保護者や学校支援ボランティアの参画を促進する。
- ・清掃指導、清掃時の安全確保について、外部人材（ボランティア等）の参画による負担軽減を検討する。

⑫部活動（「3分類」⑬関係）

- ・「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（令和7年12月、スポーツ庁・文化庁・文部科学省）、及び、「鳥取県公立中学校等における部活動の地域展開・地域連携に向けた推進計画」（令和8年2月、鳥取県教育委員会）を踏まえ、本町の推進計画に基づいて、部活動の地域展開・地域連携を推進する。
- ・部活動指導員の配置を促進し、専門的な指導や大会引率、審判業務等を代替することで教員の負担を解消する。
- ・「琴浦町立中学校の部活動方針」に基づき、週2日以上以上の休養日、平日2時間・休日3時間程度の活動制限を厳守する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務（効率化を推進）

⑬給食の時間における対応（「3分類」⑭関係）

- ・給食時に特別活動として行う食に関する指導については、栄養教諭又は学校栄養職員が実施する。

⑭授業準備（「3分類」⑮関係）

- ・授業準備や採点作業等を補助する教員業務支援員、町会計年度任用職員（学校業務）を積極的に配置するとともに、デジタル技術の活用を促進する。

⑮学習評価や成績処理（「3分類」⑯関係）

- ・校務支援システムの機能や採点システム（自動採点技術）等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

⑯学校行事の精選（「3分類」⑰関係）

- ・目的が形骸化した行事の廃止、準備に過度な時間を要する演出の見直し、土日実施の場

合の振替休日設定を徹底する。

⑰進路指導の準備（「3分類」⑱関係）

- ・生徒の卒業後の就職先に関する情報収集等について、事務職員や教員業務支援員等との協働を促進する。

⑱支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・児童生徒の課題の状況に応じ、養護教諭のほか、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材、関係機関との協働体制を強化し、教師が一人で抱え込まない体制を深化させる。
- ・町会計年度任用職員（学習支援員、日本語学習支援員等）を必要に応じて配置し、担任等と連携して支援にあたる体制を確保する。
- ・不登校児童生徒への対応にあっては、教育支援センター、フリースクールとの機能強化や校内サポート教室、教育相談員等による効果的な支援を促進する。

（2）学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

①校長のリーダーシップと組織運営

- ・校長が経営方針の中に業務改善に係る事項を掲げ、職員会議等で共通理解を図る。「前例の見直し」を奨励する組織文化を醸成する。

②教育課程の編成

- ・標準授業時数を大幅に上回る編成（小4以上は年間で1086単位時間以上）を避け、指導体制に見合う真に必要な授業時数を設定する。
- ・児童生徒のゆとりある学習環境と、教職員が子どもと向き合う時間（授業準備等）を確保するため、年間授業日数や週当たりの授業コマ数について検討を進める。

③日課表の工夫、会議の精選と効率化

- ・放課後の活動時間を勤務時間内に設定し、会議の集約化や時間の上限設定を行う。

④ICT・校務DXの加速による校務効率化

- ・デジタル技術の活用により、職員間における情報共有や「まなびポケット」等の活用による保護者連絡をデジタル化すること等により校務を効率化し、「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」※に基づいた自己点検の達成状況の各校平均を450点以上とする。【R6結果：322.3点（県：402.3点）】

※文部科学省が昨年度より実施している調査。各学校の回答について、項目ごとの達成状況に応じて点数を割り振り、各項目で校務DXが最も達成されている状態を30点、計33項目990点満点で換算し、域内の学校の点数の平均値を各設置者の平均得点として算出。

- ・勤務時間外での留守番電話対応を行えるように引き続き全校に環境を整備する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

①適正な勤務時間管理

- ・給与・勤怠管理システムの時間外勤務時間の入力を徹底し、原則行わない持ち帰り業務も含め、各職員の勤務実態の把握に努める。また、実際の勤務時間と記録の乖離がないよう指導を行う。

②メンタルヘルス対策

- ・1箇月時間外在校等時間が80時間を超え、かつ面接指導を希望する教育職員、及びストレスチェックで高ストレス者と判定され、かつ面接指導を希望する教育職員に対して、産業医による面接指導を実施する。
- ・50人未満の学校も含め、ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。【R7結果：99.0%】

③勤務間インターバルの確保

- ・終業から始業までに11時間を目安とする勤務間インターバル（休息时间）の確保に取り組む。

④定時退校日・学校閉庁等の実施と年次有給休暇の取得促進

- ・週1回以上の「定時退校日（18時まで退校）」の実施率100%を目指す。
- ・夏季等の長期休業期間中に、連続5日間程度の「学校閉庁」を確実に設定するとともに、「体験的学習活動等休業日」を設定して、年次有給休暇の取得がしやすい環境を整備する。
- ・年次有給休暇についてまとまった日数を連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組の着実な実行を図るため、町内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、在校等時間の状況や計画の達成度を町ホームページで公表するとともに、総合教育会議において報告し、PDCAサイクルを回す。

(2) 学校での児童生徒等の支援体制を構築するため、スクールソーシャルワーカーや看護師等の医療・福祉に関する専門的な知見を有する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。

(3) 時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、給与・勤怠管理システムで把握し、その他の目標については、本町で導入しているストレスチェックの結果から把握する。

(4) 教育委員会において、各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている

教育職員がいる学校や、業務の持ち帰りや休憩時間の確保が課題となっている学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。

- (5) 各学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けに県教育委員会が主催するマネジメント等に関する研修を周知し、積極的に活用するよう促す。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- (6) 各校において、衛生推進者を中心にした安全衛生推進委員会を開催し、教育職員の健康と安全を守るための取組内容について協議を行う。
- (7) 学校運営協議会等を通じて本計画の趣旨や「業務の3分類」について周知し、地域全体で教育を支えるための理解と協力を求める広報活動を継続する。

第1章 本計画について

●計画の趣旨、目的

犯罪をしたもの等の中には、地域社会で生活する上で様々な問題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。

琴浦町においてもより良い一層の更生保護（犯罪をした者等へ必要な指導と援助を行い、健全で安定した生活を送れるように改善更生を図る活動）を推進するとともに、誰もが安全・安心して暮らせる町の実現に向けて、「再犯防止推進計画」を策定します。

●計画の位置づけ

「琴浦町再犯防止推進計画」は、琴浦町が行う取組みを「再犯防止の観点」から整理したもので、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

●計画の対象者

この計画の対象者は、犯罪をした者等の中で、支援が必要な者とし、犯罪をした者等とは、犯罪をした者または非行少年もしくは非行少年だった者をいいます。

●計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2031）年度の5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

第2章 基本方針

この計画において、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係者と連携し、再犯の防止へ繋げていきます。

第3章 今後の取組み

基本方針をもとに、5つの項目に分けて次の取組みを行います。

1 就労・住居の確保等

- ・琴浦町重層的支援整備事業（自立相談支援事業）による、就労に対する情報提供
- ・就労協力雇用主の確保の啓発
- ・空き住宅（町営住宅）に関する情報提供

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

- ・琴浦町重層的支援整備事業（多機関共働支援会議）を開催し、当事者の今後の支援について検討

3 学校等と連携した修学支援の実施等

- ・保護観察所等の関係機関と連携した「個別支援会議」を実施し、円滑な復学・転学を支援
- ・スクールソーシャルワーカー等の専門職を重点的に活用し、本人・家庭への相談、助言体制の強化
- ・通信制高校や夜間中学、職業訓練等の多様な学びの場に関する情報提供

4 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等

- ・町の支援会議において、当事者の今後の支援について検討

5 民間協力者の活動の促進等

- ・保護司会、更生保護女性会、町が連携した啓発活動の実施

琴浦町再犯防止推進計画

— 安心で安全に暮らせるまちを目指して —



令和8年4月

琴浦町

目次

- 1 本計画について . . . 3 p
趣旨、目的
計画の位置付け
計画の期間
- 2 基本方針及び主な取組み . . . 3 p～5 p
鳥取県および琴浦町の現状
基本方針
琴浦町における主な取組み
- 3 今後の取組みについて . . . 5 p～7 p
主な取組み内容

参考資料

- 再犯の防止等の推進に関する法律 . . . 8 p～12 p
国「再犯防止推進計画」5つの基本方針 . . . 13 p
第2期鳥取県再犯防止推進計画方針 . . . 13 p
用語解説 . . . 14～15 p

1 本計画について

(1) 趣旨、目的

国においては、再犯防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目的に、「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）を制定し、平成28年（2016年）12月に施行されました。

犯罪をした者等の中には、安定した仕事や住居がない者、薬物やアルコール等への依存のある者、高齢で身寄りがいない者など地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている者が多く存在します。そのような者の再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要と考えられます。こうした課題を踏まえ、国では、平成30年度から令和4年度までの5か年の「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（以下「再犯防止推進計画」という。）を策定し、さらに令和5年（2023年）4月から5か年の第二次再犯防止推進計画を定めて取組みを推進しています。

また、鳥取県でも、平成30年度から令和4年度までの5年間を基本計画とする「鳥取県再犯防止推進計画」を策定し、令和5年（2023年）4月からは第2期計画が始まっています。

これを受け、琴浦町においてもより良い一層の更生保護を推進するとともに、誰もが安全・安心して暮らせる町の実現に向けて、「再犯防止推進計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、琴浦町が行う取組みを「再犯防止の観点」から整理したもので、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。また、計画の対象者は、犯罪をした者等の中で、支援が必要な者とします。犯罪をした者等とは、犯罪をした者または非行少年若しくは非行少年であった者をいいます。

(3) 計画の期間

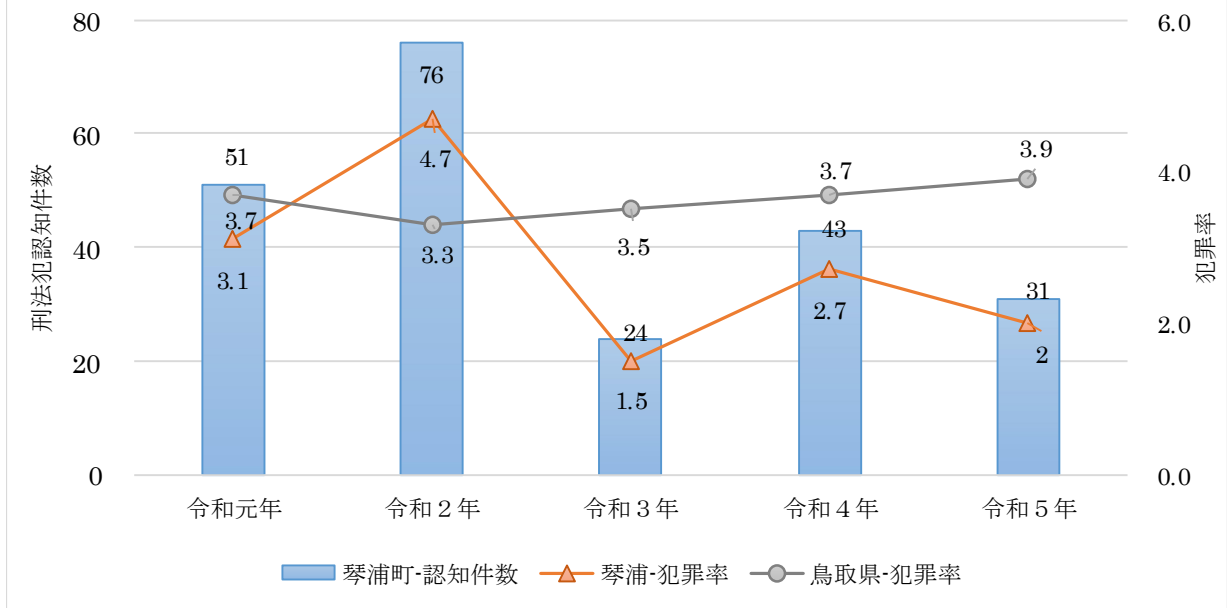
この計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とし、必要に応じて見直しを行います。

2 基本方針および主な取組み

(1) 鳥取県及び琴浦町の現状

琴浦町における過去5年間（令和元年から令和5年）の刑法犯の犯罪率は、増減を繰り返しつつありますが、おおよそ鳥取県の平均を下回っています。

琴浦町における刑法犯認知件数※1 および 琴浦町・鳥取県の犯罪率※2の推移



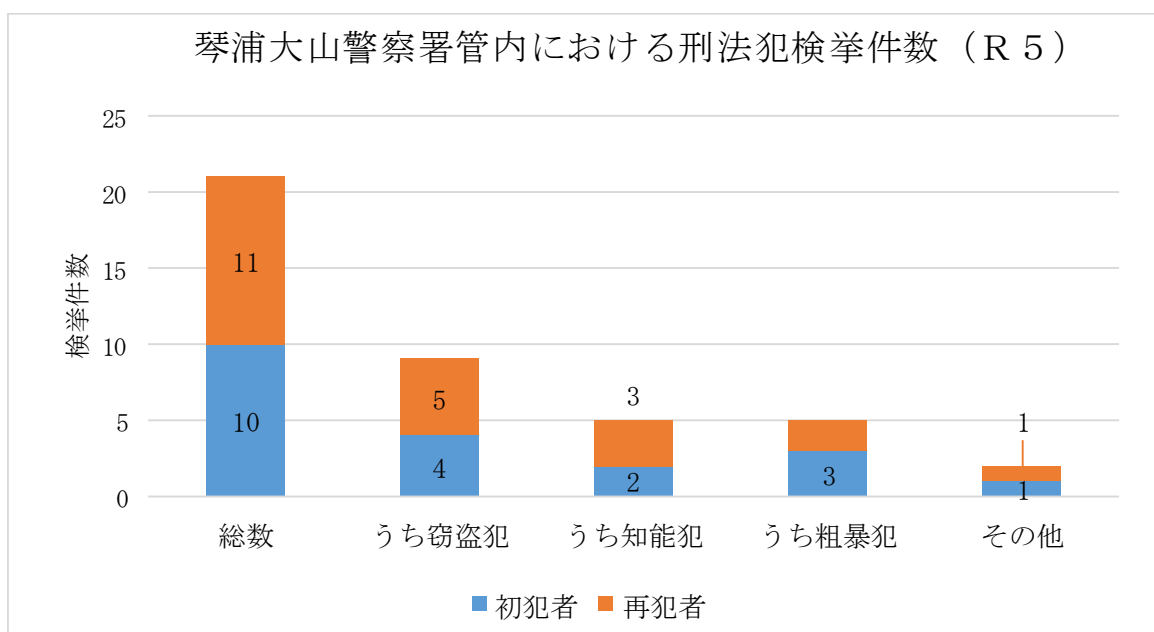
(鳥取県犯罪統計書より)

※1 刑法犯認知件数…警察等機関によって犯罪の発生が認知された件数。

※2 犯罪率…人口1,000人当たりの認知件数。

一方、令和5年の琴浦大山警察署管内における刑法犯検挙件数では、再犯者が初犯者を上回る割合を占めています。

刑法犯の種類としては、窃盗犯が最も多く、その他の犯罪は少ない傾向にあります。



(法務省矯正局提供データを基に琴浦町作成)

また、令和5年の鳥取刑務所出所者のうち、帰住先がない者は14.8%です。県内の協力雇用主や社会福祉施設、更生保護施設等へ入所する者は、22%となっています。

(2) 基本方針

この計画において、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、関係者と連携し、再犯の防止へ繋げていきます。犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力するための支援や指導等を行えるよう、町民の理解と協力を得るために広報、啓発とともに、関係機関・団体と連携した支援体制を構築することが求められます。

(3) 琴浦町における主な取組み

本町の現状を踏まえ、以下の主な取組みを設定します。

[主な取組み]

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等

3 今後の取組みについて

主な取組み内容

基本方針をもとに、①～⑤の項目について、次の取組みを行います。

主な取組み	具体的な内容	主管課等
① 就労・住居の確保等	<p>○琴浦町重層的支援整備事業（自立相談支援事業）による、就労に対する情報提供</p> <p>○就労協力雇用主の確保の啓発 現在鳥取県では、協力雇用主の登録が129社あり、職種は多岐にわたります。しかし、琴浦町では協力雇用主の登録は少なく、周知の機会や協力を得る必要があります。</p> <p>○空き住宅（町営住宅）に関する情報提供 住居の確保については、更生保護施設に入所できないまたは希望しない者に対して、出所後円滑に新たな住居で生</p>	<p>・福祉あんしん課</p> <p>・人権・同和教育課</p> <p>○就労 ・ハローワーク</p> <p>○住居 ・鳥取県更生保護給産会</p>

	<p>活できるようにするため、民間賃貸住宅や公営住宅の利用、その他の取組など、住居確保について関係機関と連携しながら進める必要があります。</p>	<p>・建設住宅課</p>
<p>② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等</p>	<p>○琴浦町重層的支援整備事業（多機関共働支援会議）を開催し、当事者の今後の支援について検討</p> <p>高齢者の矯正施設への2年以内再入率は他の世代に比べて高く、また、知的障害のある受刑者については、再犯に至るまでの期間が短いことが明らかとなっています。</p> <p>犯罪をした者等が支援を必要とした時に、支援が適切に行き届くよう、支援会議を開催し、矯正施設や保護観察所等の関係機関、関係課との連携を図ります。</p>	<p>・福祉あんしん課</p>
<p>③ 学校等と連携した修学支援の実施等</p>	<p>○保護観察所等の関係機関と連携した「個別支援会議」を実施し、円滑な復学・転学を支援</p> <p>○スクールソーシャルワーカー等の専門職を重点的に活用し、本人・家庭への相談、助言体制の強化</p> <p>○通信制高校や夜間中学、職業訓練等の多様な学びの場に関する情報提供</p> <p>非行により保護観察や少年院送致となった少年が、再び非行をしないようにするためには、少年自身が自分の行為の責任を自覚し、被害者の方々の心情等を理解した上で、自ら社会復帰のために努力していくことが重要です。少年にとって、学びの継続は、進路の選択肢を増やし、生活の安定を図るためにも極めて重要です。</p> <p>非行が修学からの離脱を助長する可能性があることを踏まえ、児童生徒の非行(再犯)の未然防止に係る情報共有を図るため、学校だけでなく相談窓口等の情報提供を行います。</p>	<p>・福祉あんしん課</p> <p>・教育総務課</p>
<p>④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等</p>	<p>○町の支援会議において、当事者の今後の支援について検討を行います。</p> <p>犯罪をした者の経歴や心身の状況、家庭環境や経済状況などの特性を把握した上で、支援関係機関等がこれらの特性に応じてどのように支援等を行うか検討します。</p>	<p>・福祉あんしん課</p>

<p>⑤ 民間協力者の活動の促進等</p>	<p>○保護司会、更生保護女性会、町が連携した啓発活動の実施</p> <p>犯罪をした者等の社会復帰支援は、数多くの民間協力者の活動に支えられています。再犯防止や更生保護に関する取組みの理解を深めるため、犯罪や非行の防止と立ち直りを支える取組みである「社会を明るくする運動」では、7月を強化月間として啓発活動を行います。</p> <p>更生保護や犯罪・非行の防止に携わる保護司会、更生保護女性会などの活動を支援するとともに、各種団体等の活動を周知し、社会全体で再犯防止に取り組む機運の醸成を図ります。</p> <p>また、高齢化などにより、なり手の確保が重要になっています。保護司や更生保護女性会をはじめとした民間協力者が果たす役割の重要性を鑑み、民間協力者の活動における環境の整備や地域への周知など、民間協力者の活動が維持できるよう検討していく必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権・同和教育課 ・保護司会 ・更生保護女性会
-----------------------	---	--

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）

目次

第1章 総則（第1条～第10条）

第2章 基本的施策

第1節 国の施策（第11条～第23条）

第2節 地方公共団体の施策（第24条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。

4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項

(2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

(3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項

(4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項

(5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関

の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画(次項において「地方再犯防止推進計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第9条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第10条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第2章 基本的施策

第1節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第11条 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第12条 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第13条 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上

必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第14条 国は、国を当事者の一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第15条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第16条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第17条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営む上での困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第18条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第19条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第20条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を

検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第21条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者について、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けられることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第22条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第23条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第2節 地方公共団体の施策

第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるように努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和4年5月25日法律第52号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定公布の日

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

「再犯防止推進計画」 5つの基本方針（抜粋）

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続のあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされるといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとする。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものではないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

第2期「鳥取県再犯防止推進計画」基本方針（抜粋）

多様化が進む社会において、犯罪をした者等が孤立することなく社会を構成する一員として復帰することで、県民が犯罪の被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため、国の第二次再犯防止推進計画（令和5年3月17日閣議決定）における7つの重点課題を踏まえて、県の実情に応じ次の重点課題に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保等
- 2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- 3 学校等と連携した修学支援の実施等
- 4 民間協力者の活動の推進等
- 5 地域による包摂の推進

【用語解説】

か 行	矯正施設	犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。
	協力雇用主	犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を積極的に雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。
	更生保護	犯してしまった罪をつぐない、社会の一員として立ち直ろうとする人たちに、必要な指導と援助を行い、健全で安定した生活を送れるよう改善更生を図る活動。
	更生保護施設	刑務所等から釈放された人や保護観察中の人などで、身寄りがなかったり、現在住んでいるところでは更生が妨げられるおそれがあるなどの理由で、直ちに自立更生することが困難な人たちに対して、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設。
	更生保護女性会	地域の犯罪予防や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。犯罪をした者等の社会復帰を支援するための地域に根ざした幅広い活動を行っている。
	琴浦町重層的支援体制整備事業	犯罪をした者の支援に関わる関係機関（弁護士、保護司、民生委員、社会福祉協議会、区長、町関係課等）が集まり、犯罪をした者の支援方針を検討する。
さ 行	社会を明るくする運動	全ての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。7月を強化月間としており、様々な啓発活動を行う。
	スクールソーシャルワーカー	児童や生徒を取り巻く環境に働きかけることにより、子どもたちが抱える問題を解決すべく支援を行う専門職。
た 行	鳥取県更生保護給産会	犯罪を行った者が矯正施設から出所した後、当座の衣食住の確保が難しい場合、一定期間住まいと食事を提供し、日常生活全般にわたって相談に応じたり、就労の援助を行うなどして、社会復帰を助けている。
	多機関共働事業（支援会議）	琴浦町重層的支援体制整備事業の機能の一つ。単独の支援機関では対応が難しい場合に、相談支援の抱える課題の整理、支援関係機関の役割分担、支援の方向性の整理など、支援の進捗管理、支援調整を行う。

は 行	保護観察所	犯罪をした人又は非行のある少年に対し、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うことを目的とする法務省管轄の機関。
	保護司	保護観察処分中の犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、帰往先など生活環境の調整や、生活上の助言や就労の手助け等を行う。その他、犯罪予防活動なども行うボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

令和7年度 町立中学校卒業生 進路先一覧 (R8.3.24現在)

区分	進路先 (高校名・就職)	科・コースなど	東伯中		赤碓中		町全体		地域別
			人数	割合	人数	割合	人数	割合	
県立	鳥取西高等学校	普通科	1	1.4%		0.0%	1	0.7%	東部
	倉吉東高等学校	普通科 普通学科	10	13.7%	1	1.6%	11	8.2%	5
	倉吉西高等学校	普通科 普通学科	11	15.1%	5	8.2%	16	11.9%	中部
	倉吉農業高等学校	環境科	2	2.7%	1	1.6%	3	2.2%	68
		食品科	2	2.7%	2	1.5%	4	3.0%	西部
	倉吉総合産業高等学校	工業学科 機械科	2	2.7%		0.0%	2	1.5%	55
		商業学科 ビジネス科	1	1.4%		0.0%	1	0.7%	その他
	鳥取中央育英高等学校	普通科 普通学科	4	5.5%	6	9.8%	10	7.5%	6
	米子東高等学校	普通科 普通コース		0.0%	5	8.2%	5	3.7%	(人)
		普通科 生命科学コース		0.0%	1	1.6%	1	0.7%	
	米子西高等学校	普通科 普通学科	2	2.7%	5	8.2%	7	5.2%	
	米子高等学校	総合学科		0.0%	2	3.3%	2	1.5%	
	米子南高等学校	ITビジネス科	1	1.4%	4	6.6%	5	3.7%	
	米子工業高等学校	工業学科 機械科		0.0%	2	3.3%	2	1.5%	
		工業学科 情報電子科		0.0%	1	1.6%	1	0.7%	
		工業学科 環境エネルギー科		0.0%	1	1.6%	1	0.7%	
		工業学科 建設科 建築コース	1	1.4%		0.0%	1	0.7%	
		工業学科 建設科 土木コース		0.0%	1	1.6%	1	0.7%	
		工業学科 電気科		0.0%	1	1.6%	1	0.7%	
	境高等学校	普通科		0.0%	1	1.6%	1	0.7%	
米子白鳳高等学校	定時制(総合学科)		0.0%	2	3.3%	2	1.5%		
琴の浦高等特別支援学校	生産流通サービスビジネス	1	1.4%	1	1.6%	2	1.5%		
県立夜間中学まなびの森学園		1	1.4%		0.0%	1	0.7%		
国立	米子工業高等専門学校	総合工学科		0.0%	4	6.6%	4	3.0%	
私立	鳥取城北高等学校	普通科 スポーツ科学コース	2	2.7%	1	1.6%	3	2.2%	
	倉吉北高等学校	普通科 普通学科 総合コース	5	6.8%	4	6.6%	9	6.7%	
		家庭学科 調理科	2	2.7%		0.0%	2	1.5%	
	米子北高等学校	普通科 進学・キャリア	4	5.5%		0.0%	4	3.0%	
	米子松陰高等学校	普通科 特別進学コースα	1	1.4%		0.0%	1	0.7%	
		普通科 特別進学コースβ	1	1.4%		0.0%	1	0.7%	
		普通科 進学コース	2	2.7%	1	1.6%	3	2.2%	
普通科 総合選択コース		6	8.2%	6	9.8%	12	9.0%		
中央高等学園専修学校	単位総合学科	6	8.2%	2	3.3%	8	6.0%		
県外	天理高校	第二部	1	1.4%		0.0%	1	0.7%	
	鹿島学園高等学校	通信制	1	1.4%		0.0%	1	0.7%	
	KADOKAWAアニメ・声優アカデミー	高等部	1	1.4%		0.0%	1	0.7%	
	就 職		0.0%		0.0%	0	0.0%		
	未 定		2	2.7%	1	1.6%	3	2.2%	
生徒数合計			73	100.0%	61	100.0%	134	100.0%	